

広島県告示第四百四十号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十六条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定によつて、食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設から次のとおり変更の届出があつた。

平成三十年五月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 養成施設の名称及び所在地

1 養成施設の名称

広島国際学院大学工学部生産工学科バイオ生産コース

2 所在地

広島市安芸区中野六丁目二〇番一号

二 変更事項及び内容

1 変更事項

養成施設の名称の変更

2 変更内容

変 更 前	変 更 後
広島国際学院大学工学部食農バイオ・リサイクル学科	広島国際学院大学工学部生産工学科バイオ生産コース

三 変更年月日

平成三十年四月一日